

引揚者生業資金貸出額引上げに關する質問主意書

右の質問主意書を國会法第七十四條によつて提出する。

昭和二十三年四月二十七日

小川友三

参議院議長 松平恒雄殿

昭和廿三年五月壹日

引揚者生業資金貸出額引上げに関する質問主意書

一、本年も引揚者相当人数に及ぶが昨年度と相異し新物價体制のため貸出金額も正比する引揚げが必至であるが特に、永年、國家の犠牲になられた引揚の方々のため政府は積極的な施策を持たるべきであるがこの人々のため國會も協力するが先づ政府の所見を問う。

右質問に対し御答弁を要求する。